

## 「申請による換価の猶予」について

### 【制度の概要】

平成 28 年 4 月 1 日以降に納期限が到来する県税について、県税を一時に納税することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税について誠実な意思を有すると認められる場合などの一定の要件に該当するときには、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予されます。

ただし、申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として換価の猶予は認められません。

### 【換価の猶予の効果】

- ・既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予される場合があります。
- ・換価の猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

### 【申請手続】

#### 1. 提出する書類

##### (1) 「換価の猶予申請書」

申請した県税を一時に納税することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、猶予期間内に完納することができる分割納税計画などを記入します。

##### (2) 「財産目録」（猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える場合）

申請日現在の財産その他の資産及び負債の状況などを記入します。

##### (3) 「収支明細書」（猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える場合）

猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績、猶予を受けようとする日以後の収入及び支出の見込みなどを記入します。

##### (4) 「財産収支状況書」（猶予を受けようとする金額が 50 万円以下の場合）

申請日現在の財産その他の資産及び負債の状況や収入及び支出の実績、猶予を受けようとする日以後の収入及び支出の見込みなどを記入します。

##### (4) 「担保の提供に関する書類」

担保の提供が必要な場合に提出します。

#### 2. 申請期限

猶予を受けようとする県税の納期限から 6 か月以内

### 3. 提出先

管轄の県振興局納税（税務）課。

なお、申請書及び添付書類の記載に不備がある場合、あるいは添付書類に不足がある場合等には、一定期間内に訂正等していただく必要があります。

### 4. 担保の提供

換価の猶予の申請をする場合には、原則として猶予を受けようとする県税の金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法の規定により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・ 国債や県振興局長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・ 土地、建物
- ・ 県振興局長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・ 換価の猶予を受けようとする金額が 50 万円以下である場合
- ・ 換価の猶予を受けようとする期間が 3 か月以内である場合
- ・ 上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

#### 【申請内容の審査】

管轄の県振興局において、提出された申請書及び添付書類の内容を確認し、猶予の承認・却下、猶予を承認する金額・期間などの審査を行い、県振興局から猶予の許可又は不許可の通知をします。

換価の猶予が許可された場合は、県振興局から送付される換価の猶予許可通知書に記載された分割納税計画のとおり納税する必要があります。

#### 【猶予期間】

換価の猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支状況に応じて、最も早く県税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予が認められた県税を猶予期間内において、分割して納税する必要があります。

※換価の猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、管轄の県振興局に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長 2 年以内の範囲で、猶予期間の延長が認められる場合があります。

### 【猶予の取消し】

申請による換価の猶予が認められた後に、次のような場合に該当するときは、承認された換価の猶予が取り消される場合があります。

- ・換価の猶予承認通知書に記載された分割納税計画のとおり納税がない場合
- ・猶予を受けている県税以外に新たに納税すべきこととなった県税が滞納となった場合など

## 「換価の猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が 50 万円以下の場合には、「財産収支状況書」(⇒10 ページ) を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(⇒16 ページ) 及び「収支の明細書」(⇒22、23 ページ) を添付して提出する必要があります。



所管の振興局名を記載してください。

# 換価の猶予申請書

長様

申請書を提出する日を記載してください。

地方税法第15条の6及び県税条例第5条の5の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

1	申請者	住所 (所在地)	〒×××-×××× 〇〇市△△町×-×-× (代表者住所:〇〇市□□町×-×-××)		申請年月日	平成〇〇年 7 月 11 日			
		氏名 (名称)	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 △		電話番号	〇〇〇(△△△)××××			
		個人番号又は法人番号			生年月日 (設立年月日)	(大正・昭和・平成) 年 月 日			
2	納付すべき県税	年度	税目	納期限	本税	加算金額	延滞金額	滞納処分費	備考
		〇〇	自動車税	平成〇〇・5・31	29,500円	—	法律による金額 円 要	法律による金額 円 —	
		〇〇	不動産取得税	平成〇〇・6・30	300,500円	—	—	—	
納付すべき県税のうち、換価の猶予を受けようとする金額				330,000円	—	要	—		
4	一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細	A建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引下げ等により売上は前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入先であるB株式会社への支払も遅れがちである。 A建築株式会社からの入金全てを県税の納付に充てた場合には、B株式会社に対する支払ができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。							
5	納付(納入)の計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額	年月日	納付金額		
		平成××年7月31日	50,000円	平成××年11月30日	100,000円		円		
		平成××年8月31日	30,000円	平成××年12月31日	50,000円+延滞金		円		
		平成××年9月30日	50,000円		円		円		
		平成××年10月31日	50,000円		円		円		
6	猶予期間	平成〇〇年 7月 11日から 平成〇〇年 12月 31日まで 6月間							
7	担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は						
		<input checked="" type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情						

個人番号又は法人番号を記載してください。(個人番号を記載する場合は、先頭の1マスを空欄にして、右詰めで記載してください。)

申請書に添付する書類に■を付けます。

- 添付する書類欄
- 財産収支状況書
  - 財産目録
  - 収支の明細書
  - 担保関係書類
  - その他

## 1 「申請者」欄

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話及び氏名（又は名称）を記載し、押印してください。

※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

## 2 「納付すべき県税」欄

換価の猶予の申請をするときに、未納となっている県税を全て記載します。延滞金については、本税の全額を納付していないときは、「要」と記載します。

## 3 「納付すべき県税のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき国税」の合計額から「財産収支状況書」（⇒10 ページ）の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が 50 万円を超える場合には、「財産目録」（⇒16 ページ）の「3 現在納付可能資金額」欄で「③現在納付可能資金額（①－②）」を差し引いた金額を記載します。

## 4 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

県税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

<記載例>

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の1つであったC株式会社の事業縮小のため、C株式会社との契約が昨年11月をもって終了することとなった。

C株式会社との取引は、売上の約30%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て県税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

## 5 「納付計画」欄

「財産収支状況書」(⇒10 ページ)の「4 分割納付計画」欄から転記します。

※ 猶予を受けようとする金額が50万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒23 ページ)の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄を転記します。

## 6 「猶予期間」欄

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき県税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき県税の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

## 7 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック(■)を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック(■)を付けます。

- ① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金を含みます。)が50万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

担保として提供できる財産の種類

- ・ 国債や県振興局長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・ 土地、建物
- ・ 県振興局長が確実と認める保証人の保証

## 「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄には「一」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

## &lt;記載例&gt;

(不動産を担保として提供する場合)

種別：土地、 地目：宅地、 地積：120 m<sup>2</sup>

所有者：〇〇 〇〇

所在地：〇〇市△△町× - ×-×

(保証人の保証を担保として提供する場合)

保証人の氏名：〇〇 〇〇

保証人の住所：〇〇市△△町×-×-×

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保として提供できる種類の財産を所有していないため。



## 「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が5.0万円以下の場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。ここでは、「換価の猶予申請書」に添付して提出する「財産収支状況書」の記載例を基に、書き方を説明しています。



# 財産収支状況書

申請書を提出する日を記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 1 住所・氏名等

住所 (所在地)	〇〇市△△町×-×-×	氏名 (名称)	株式会社〇〇代表取締役△△ 〇
-------------	-------------	------------	-----------------

## 2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金 ①	②	③ 100,000円	④ 100,000円	⑤
1 〇〇銀行△△支店	普通	200,000円	0円	運転資金
株式会社〇〇 上場株式50株	-	100,000円	100,000円	
現在納付可能資金額			⑥ 200,000円	

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

## 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区分	見込金額
取入	
売上、給与、報酬	1,600,000円
その他( )	円
① 取入合計	1,600,000円
支出	
仕入	800,000円
給与、役員給与	500,000円
家賃等	50,000円
諸経費	100,000円
借入返済	100,000円
生活費(扶養親族 人)	円
② 支出合計	1,550,000円
③ 納付可能基準額 (① - ②)	50,000円

## 4 分割納付計画

月	分割納付金額	備考
7月	50,000円	
8月	30,000円	市税納付(20,000円)のため
9月	50,000円	
10月	50,000円	
11月	100,000円	貸付金回収(50,000円)のため
12月	50,000円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
月	円	
【備考】		

「換価の猶予申請書」の「納付計画」欄に記載します。

## 5 財産等の状況

### (1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称	住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
A株式会社	〇〇市△△町×-×-×	500,000円	平成〇〇-1-30	売掛金	振込み
有限会社B	〇〇市△△町×-×-×	200,000円	平成〇〇-1-15	売掛金	小切手
		円			

### (2) その他の財産の状況

不動産等	土地(〇〇市△△町×-×)	国債・株式等	
車両	業務用自動車(ワゴン・〇〇400あ〇〇〇・ローン有)	その他(保険等)	〇〇生命保険

### (3) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
△ローン	800,000円	③ 20,000円	④ 平成〇〇年3月	⑤ 可・否	⑥
〇〇銀行△支店	5,000,000円	50,000円	平成〇〇年10月	可・否	土地(〇〇市△△町×-×)

「③納付可能基準額(①-②)」に記載した金額を記載します。ただし、随時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

1

## 「2 現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

- ①「現金及び預貯金等」欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ②「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。
- ④「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情を記載します。

例に有る、「運転資金」は、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）（\*）の事業に係る支出（下記 ロ①）に充てる必要があるときにチェックを付けます。

また「生活費」も記載できます。これは納税者が個人である場合で、計算期間（\*）に支出する生活費（下記 ロ②）に充てる必要があるときに記載します。

「その他」の理由がある場合には、その事情を具体的に記載します。

\* 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当てが必要になる日までの期間とすることができます。

なお、納税者が収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

- ⑥「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。

「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「③納付可能基準額（①－②）」を基に「4 分割納付計画」欄を記載します。

#### イ 「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て税込金額で記載します。

（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

#### ロ 「支出」欄

##### ① 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げるようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出。

※ 減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

また、給与、報酬などの支出の見込金額は、源泉徴収する所得税等を差し引いた金額を記載してください。

##### ② 生活費（納税者が個人の場合のみ）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額（\*）から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額（又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

\* 「手取り額」とは、給与所得者については、直近の1か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。

なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、これらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

#### 《【備考】欄の記載例》(Aの方法により計算した場合)

(給与収入(手取り額): 35万円、4人家族(納税者本人、妻、子2人)の場合)

納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。

また、納税者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$100,000 \text{円} \textcircled{1} + (45,000 \text{円} \times 3 \text{人}) \textcircled{2} = 235,000 \text{円 (a)}$$

(納税者本人の生活費) (納税者と生計を一にする親族の生活費)

$$235,000 \text{円 (a)} + \{ (350,000 \text{円} - 235,000 \text{円 (a)}) \times 20/100 \} \textcircled{3} = 258,000 \text{円}$$

(手取り額) (基準額)

$$258,000 \text{円} + 15,000 \text{円} - 50,000 \text{円} = 223,000 \text{円}$$

(基準額) (医療費) (妻の給与収入) (生活費)

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を【備考】欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を【備考】欄に具体的に記載します。

### 3 「4 分割納付計画」欄

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申請書の「納付計画」欄に転記します。

#### イ 「月」 欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

#### ロ 「分割納付金額」 欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

#### ハ 「備考」 欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

### 4 「5 財産等の状況」 欄

#### イ 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」 欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日（手形の場合は支払期日）、種類及び回収方法を記載します。

- ① 「種類」 欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- ② 「回収方法」 欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

#### ロ 「(2) その他の財産の状況」 欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他（保険等）」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして、「2 現在納付可能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

#### ハ 「(3) 借入金・買掛金の状況」 欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

- ③ 「月額返済額」 欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。
- ④ 「返済終了（支払）年月」 欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。
- ⑤ 「追加借入の可否」 欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○印を付けます。
- ⑥ 「担保提供財産等」 欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

## 「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が5.0万を超える場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。



# 財 産 目 録

申請書を提出する日を記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 1 住所・氏名等

住所 (所在地)	〇〇市△△町×-×-×	氏名 (名称)	株式会社〇〇代表取締役△△ 〇
-------------	-------------	------------	-----------------

## 2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金 ①	現金	500,000円			
1 A銀行〇〇支店	② 普通	150,000円			
A銀行〇〇支店	当座	500,000円			
預貯金等合計 (A)					③ 1,150,000円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	① 種類	回収予定日	② 回収方法	売掛金等の額
株式会社	A県〇〇市△町	平成〇〇・7・10	振込み	1,800,000円
会社B工業	B府〇△市□□町	平成〇〇・7・10	手形	1,200,000円
有限会社C電子	C県〇〇市〇町	平成〇〇・8・31	振込み	1,500,000円
電気設備株式会社	A県〇〇市△町	平成〇〇・12・25	振込み	200,000円

(3) 財産の種類

財 ①	種類	担保等 ②	直ちに納付に充てられる金額 ③
国債・株式等	株式会社〇〇 上場株式200株	<input type="checkbox"/>	200,000円
不動産等	工場の土地・建物(〇〇市△△町×-×-×)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
車両	事業車両4台	<input type="checkbox"/>	0円
その他財産 (敷金、保証金、保険等)	営業所敷金(1,000,000円)、〇〇生命保険、A銀行〇〇支店(定期預金500,000円)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
合計(B)			200,000円

(4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
A銀行〇〇支店	15,000,000円	350,000円	平成△△年3月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	工場の土地・建物、定期預金
B信用組合〇〇支店	1,000,000円	100,000円	平成△△年5月	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 否	
	円	円	年 月	可・否	

3 現在納付可能資金額

① 当座資金額(A)+(B)	1,350,000円	② 当面の必要資金額(C)	1,000,000円	③ 現在納付可能資金額(①-②)	350,000円
----------------	------------	---------------	------------	------------------	----------

② 当面の必要資金額の内容

項目	金額	内容
支出見込	5,500,000円	仕入代金1,500,000円+給与850,000円+役員給与650,000円+工場修繕費1,500,000円+借入金返済450,000円+諸経費348,000円+社会保険料等202,000円 【扶養親族 人】
生活費 (個人の場合のみ)	円	
5 収入見込	4,500,000円	事業収入(取引先3社からの売掛金回収額) A機械株式会社(A県〇〇市△町) ・株式会社B工業(B府〇△市□□町) 有限会社C電子(A県〇〇市〇町)
(支出見込)-(収入見込)(C)	1,000,000円	マイナスになった場合は0円

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

「②当面の必要資金額(C)」欄に転記します。

※ 各欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出してください。



## 「2 財産の状況」欄

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

### 1 「(1) 預貯金等の状況」欄

- ① 申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。
  - ② 預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別（普通、当座、定期、貯蓄など）及びその金額を記載します。
  - ③ 手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記載します。
- ※ 預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

### 2 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金、振込み、手形、小切手等）、金額をそれぞれの欄に記載します。

- ① 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。
- ② 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

### 3 「(3) その他の財産の状況」欄

- ① 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。  
また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。ただし、「(1) 預貯金等の状況」欄に記載した財産は、記載する必要はありません。
- ② 「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック（■）を付けます。
- ③ 「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計（B）」欄に記載します。

#### 4 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

(⇒14 ページ「5 財産等の状況」欄のハ「(3) 借入金・買掛金の状況」欄をご覧ください。)

#### 5 「3 現在納付可能資金額」欄

##### イ 「①当座資金額 ((A) + (B))」欄

次の金額の合計額を記載します。

(イ) 「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計 (A)」欄の金額

(ロ) 「(3) その他の財産の状況」欄の「合計 (B)」欄の金額

##### ロ 「②当面の必要資金額 ((C))」欄

次の「②当面の必要資金額」の内容欄において計算した金額を記載します。

(イ) 「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)

(\*1) に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額(\*2)及びその主な内容を記載します(⇒12ページの「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄のロ「支出」欄の「①事業に係る経費」をご覧ください。)

※ 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となります。

\*1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの期間とすることができます。

\*2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

(ロ) 「生活費」欄(納税者が個人の場合のみ)

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額(\*1、2)を記載します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき100,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき45,000円、③手取り額(\*3)から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額(又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額)の合計額(以下「基準額」

といたします。)

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

- \* 1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内で、A又はBのいずれかの方法により計算した金額に加算することができます。
- \* 2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。
- \* 3 「手取り額」についての取扱いは、13ページと同様です。

#### 《生活費の「内容」欄の記載例》(Aの方法により計算した場合)

(給与収入(手取り額)35万円、4人家族(納税者本人、妻、子2人)の場合)

納税者は、妻及び子2人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月5万円程度ある。

また、納税者は病気のため定期的に病院へ通院しており、月に15,000円程度の医療費を支払っている。

$$100,000 \text{ 円} \textcircled{1} + (45,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) \textcircled{2} = 235,000 \text{ 円 (a)}$$

(納税者本人の生活費) (納税者と生計を一にする親族の生活費)

$$235,000 \text{ 円 (a)} + \{ (350,000 \text{ 円} - 235,000 \text{ 円 (a)}) \times 20/100 \} \textcircled{3} = 258,000 \text{ 円}$$

(手取り額) (基準額)

$$258,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = 223,000 \text{ 円}$$

(基準額) (医療費) (妻の給与収入) (生活費)

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を「内容」欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「内容」欄に具体的に記載します。

(ハ) 「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容（給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等）を記載します。

(ニ) 「(支出見込) - (収入見込) (C)」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額（マイナスの場合は、0円とします。）を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額 ((C))」欄に転記します。

ハ 「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄 「①当座資金額 ((A)+(B))」欄の金額から「②当面の必要資金額 ((C))」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄の金額は、直ちに納付に充てることのできる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となる場合がありますので、ご注意ください。

## 「収支の明細書」の書き方

「収支の明細書」は、猶予を受けようとする金額が50万を超える場合に、「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。



# 収 支 の 明 細 書

申請書を提出する日を記載してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 1 住所・氏名等

住所 (所在地)	〇〇市△△町×-×-×	氏 名 (名 称)	株式会社〇〇代表取締役△△ □
-------------	-------------	--------------	-----------------

## 2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

1	年 月	① 総収入金額	② 総支出金額	③ 差額(①-②)	備 考
	平成××年6月	4,900,000 円	4,215,000 円	685,000 円	
	平成××年7月	4,750,000 円	4,162,000 円	588,000 円	
	平成××年8月	4,600,000 円	4,110,000 円	490,000 円	
	平成××年9月	5,100,000 円	4,285,000 円	815,000 円	事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
	平成××年10月	4,800,000 円	4,180,000 円	620,000 円	
	平成××年11月	4,300,000 円	4,005,000 円	295,000 円	
	平成××年12月	4,400,000 円	4,040,000 円	360,000 円	
	平成〇〇年1月	3,800,000 円	5,830,000 円	▲ 2,030,000 円	製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。
	平成〇〇年2月	3,300,000 円	3,200,000 円	100,000 円	工場施設内の電気設備の定期点検費用として20万円の臨時的な支出があったため。
	平成〇〇年3月	4,650,000 円	4,130,000 円	520,000 円	
	平成〇〇年4月	3,950,000 円	3,883,000 円	67,000 円	事業用車両3台分の車検費用として35万円の臨時的な支出があったため。
	平成〇〇年5月	4,250,000 円	3,980,000 円	270,000 円	

## 3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見 込 金 額	区 分		見 込 金 額	
2	収 入	売上	4,500,000円	支 出	仕入	1,500,000円
			円		給与	850,000円
			円		役員給与	650,000円
			円		借入金返済	450,000円
			円		社会保険料等(健康保険・厚生年金)	202,000円
			円		諸経費	348,000円
			円			円
			円			円
			円	円	円	
① 収 入 合 計		4,500,000円	② 支 出 合 計		4,000,000円	
③ 納付可能基準額(①-②)		500,000円				

【備考】添付した収入等を証明する書類を記載してください。(給与明細・確定申告関係書類等)

この欄に記載した金額を「7分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
3 臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	平成〇〇年 11 月	1,500,000円
	D電気設備株式会社への貸付金の回収	平成〇〇年 12 月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円
臨時支出	電子部品組立て機会の老朽化による新規購入費用	平成〇〇年 6 月	450,000円
	工場施設内の電気設備の定期点検費用	平成〇〇年 2 月	200,000円
		年 月	円
		年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成〇〇年 6月	固定資産税	50,000円	平成〇〇年11月	消費税及び地方消費税(中間分)	1,740,000円
平成〇〇年 7月	源泉所得税	120,000円	平成〇〇年 1月	源泉所得税	120,000円
平成〇〇年 7月	労働保険料等 (労災保険、雇用保険)	50,000円	平成〇〇年 1月	固定資産税	50,000円
平成〇〇年 9月	固定資産税	50,000円	平成〇〇年 3月	固定資産税	50,000円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
5 代表者	△△□	明治 大正 昭和 平成 ××年10月11日	350,000円	
取締役	〇〇×	明治 大正 昭和 平成 △〇年 1月23日	300,000円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

6 納付年月日	①納付可能基準額	②季節変動等に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国税及び地方税等納付額	⑤分割納付金額 (①+②+③-④)
平成〇〇年 6 月 30 日	500,000円	200,000円	▲450,000円	50,000円	200,000円
平成〇〇年 7 月 31 日	500,000円	円	円	170,000円	330,000円
平成〇〇年 8 月 31 日	500,000円	円	円	円	500,000円
平成〇〇年 9 月 30 日	500,000円	200,000円	円	30,000円	650,000円
平成〇〇年 10 月 31 日	500,000円	円	円	円	500,000円
平成〇〇年 11 月 30 日	500,000円	▲200,000円	1,500,000円	1,740,000円	60,000円
平成〇〇年 12 月 31 日	500,000円	▲150,000円	200,000円	円	530,000円
平成△△年 1 月 31 日	500,000円	▲300,000円	円	170,000円	30,000円
平成△△年 2 月 28 日	500,000円	▲250,000円	▲200,000円	円	50,000円
平成△△年 3 月 31 日	500,000円	円	円	50,000円	110,000円+延滞金
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の「③納付可能基準額(①-②)」欄に記載した金額を、この欄に転記します。

「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄については、「換価の猶予申請書」(⇒7ページ)の「納付計画」欄に転記します。

## 1 「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」を記載します。

また、「③差額（①－②）」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

### 《「備考」欄の記載例》

- ・ 事業用車両の売却代金として30万円の臨時的な収入があったため。
- ・ 製造用機械の故障による修繕費として300万円の臨時的な支出があったため。

※ 月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

## 2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を税込金額で記載します。（⇒12～13 ページ「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄をご覧ください。）

## 3 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について税込金額で記載します。

### 「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

### 「臨時支出」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

## 4 「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

※ 月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」の「支出」欄に記載します。



## 5 「6 家族（役員）の状況」欄

### ○ 納税者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

※ 報酬額は、源泉徴収する所得税等を控除する前の金額を記載してください。

### ○ 納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記載します。

※ 収入金額の欄は、源泉徴収される所得税等を控除する前の金額を記載してください。

## 6 「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

### イ 「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

### ロ 「①納付可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」欄に記載した金額を転記します。

### ハ 「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付可能基準額（①－②）」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

### ニ 「③臨時的入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

### ホ 「④国税及び地方税等納付額」欄

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した、納付年月における国税等の納付見込額を転記します。

### ヘ 「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④）」欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」欄の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的入出金額」欄の金額を加算し、「④国税等納付額」欄の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額（①＋②＋③－④）」欄には、「〇〇〇円（本税の残額）＋延滞金」と記載します。